

使用済み小型家電回収品目一覧

分別方法などの不明な点のお問い合わせ 住民課住民生活室生活環境係 TEL 5-3312

音威子府村では平成26年4月1日より「使用済み小型家電」の無料回収を行っています。

つぎの一覧に記載のある使用済み小型家電は、「一般ごみ」や「粗大ごみ」とせずに、「使用済み小型家電」として出してください。

但し、事業所から排出される電気製品は、村で回収している「使用済み小型家電」には該当しません。産業廃棄物として処理してください。

■回収方法及び場所

▽ボックス回収（設置場所が開庁・開館しているときにご利用ください。）

設置場所 ・音威子府村役場 ・咲来公民館

回収ボックスは、投入口が40cm×15cmとなっています。大きな機器はステーション回収で出してください。

個人情報が含まれる機器は必ず回収ボックスへ投函してください。

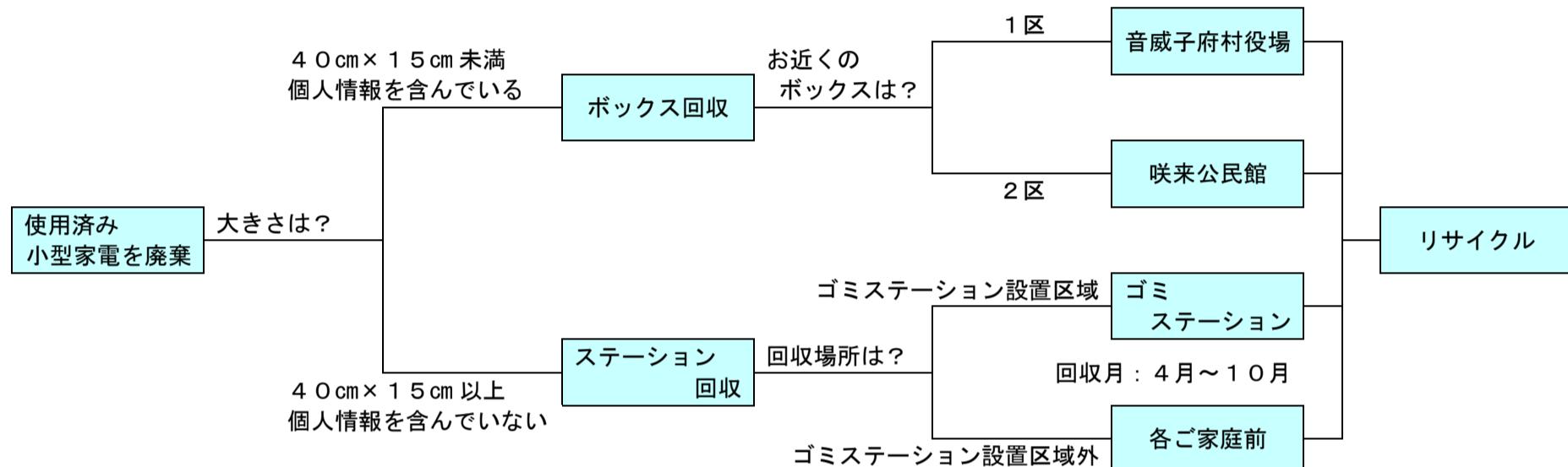
▽ステーション回収（4月～10月の粗大ごみ収集日と同時回収：ごみカレンダーでご確認ください。）

回収場所 ・各ゴミステーション ・ゴミステーション設置区域以外は各家庭前

回収ボックスに入らないような大きな機器は、ゴミステーションへ出してください。



○「使用済み小型家電」の回収フロー図



■回収品目（下記に記載のない機器はお問い合わせください。）

種 別	品 名（電子機器付属品も含みます）
P C 周辺機器	・パソコン ・プリンター（インク等は取り外す） 磁気／光ディスク装置（記憶装置）など
A V 機 器 カー用品（電子機器）	・レコーダー ・プレイヤー ・ラジオ ・アンプ ・ステレオセット ・スピーカーシステム ・テレビ用アンテナ ・チューナー ・ディスプレイ ・ACアダプター ・ヘッドホン ・マイク ・イヤホン ・プラグ ・ジャック ・コネクター ・延長コード ・ETC車載ユニット ・カーテレビ ・カーナビゲーションシステムなど
趣味電化製品	・カメラ ・ゲーム機 ・電子／電動式玩具 ・電気／電子楽器 ・ランニングマシン など
生 活 家 電	・携帯電話端末 ・PHS端末 ・電話機 ファクシミリ ・電気掃除機 ・扇風機 ・電気ミシン ・電気／電子時計 ・電卓 ・電子辞書端末 ・電子書籍端末 ・電気ストーブ ・オイルヒーター ・石油ストーブ ・加湿器 ・除湿器 ・空気清浄機 ・電気照明器具 ・携帯用電気ランプ（懐中電灯） ・電動工具 ・ヘアドライヤー ・電気かみそり ・電動歯ブラシ ・電気アイロン ・電子式ヘルスマーター ・電気マッサージ器 ・電気芝刈機 など
調 理 家 電	・電気ポット ・ジャー炊飯器 ・電子レンジ ・ジューサー ・ミキサー ・コーヒーメーカー（耐熱ガラス除く） ・トースター ・ホットプレート ・電磁調理器（卓上型） ・食器洗い乾燥機（卓上型） など
家庭用医療機器	・補聴器 ・電動式吸入器 ・電子体温計 ・電子血圧計 ・磁気/熱療法治療器 など

■回収できないもの

▽家電リサイクル法の対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機） 一家電リサイクル法に基づいた処理が必要です。

▽デスクトップ型パソコンのブラウン管モニター（CRTディスプレイ） →「パソコンのリサイクル」で処理できます。

▽乾電池、ボタン電池、モバイルバッテリー、喫煙用具の電子たばこのバッテリー →役場などの「乾電池回収ボックス」に出してください。

▽蛍光管、蛍光灯 →「ゴミステーション」に分別して出してください。

▽電球、LED電球、LED蛍光管 →「一般ごみ」で出してください。

▽ウォシュレットの便座等の不衛生な機器類 →「一般ごみ」で出してください。

▽ビデオテープ、カセットテープ、FD、CD、MD、DVD、BD、SDカード、USBメモリなどの記録媒体 →「一般ごみ」で出してください。

▽布製の製品（電気毛布・電気カーペット等）、木製の製品（こたつ・スピーカー等） →「粗大ごみ」や「一般ごみ」で出してください。

▽小型家電の内部に残さ類があるもの（掃除機のゴミ、シュレッダー裁断の紙、鉛筆削りのカス等） →必ず、取り除いてください。

▽石油ストーブ等の灯油・不凍液等の可燃性の液体（オイルヒーターを除く） →必ず、取り除いてください。

■注意事項 携帯電話やパソコン等の個人情報が含まれる機器は、可能な限りデータの消去をしてください。